

# モンゴル国法律

2012年5月17日

ウランバートル市

## 天然資源の利用料に関する法律(改定版)

### 第一章 総則

#### 第1条 法律の目的

- 1.1. 本法律は、個人、企業、団体が天然資源を利用する際に料金を徴収し、収益の会計報告を行うとともに、天然資源の利用料によってもたらされる収入を自然環境保護、天然資源の再生事業に充て、資産の保有率及び規模を確定する際の諸問題について規定することを目的とする。

#### 第2条 天然資源の利用料

- 2.1. 天然資源の利用料に関する一連の法律は、モンゴル国の憲法、自然環境保護に関する法律、国税に関する法律、当該法律及びこれらをもとに制定された諸法規から成る。

#### 第3条 天然資源の利用料に関する法律の適用範囲

- 3.1. 本法律は、野生植物、水、森林、野生動物の利用料に関する諸問題について規定したものである。
- 3.2. ただし、土地及びその地中に存在する資源の利用料については、別途定める法律によって規定する。

#### 第4条 利用料の支払者、及びその登録

- 4.1. 天然資源の利用料を支払う者は、モンゴル国の国民、外国人、個人、法人とする。
- 4.2. 天然資源の利用許可の授与に関する諸問題は、関連法規によって規定する。
- 4.3. 郡長、区長によって任命された係員は、許可を与えた日から10日以内に、天然資源の利用許可を得た個人、企業、団体に関する情報を適切な行政レベルの税務機関に提出し、税務機関はその情報をもとに料金の納付義務者を登録する。
- 4.4. 本法律の4.3によって定められた情報として、個人、企業、団体組織の名称、住所、国家登録及び登録番号、所在地、利用期間、規模、設備機器の性能等の必要な項目を記載すること。

### 第二章 料金支払いの対象、評価の定め方

#### 第5条 植物の利用料について

- 5.1. 以下の種類の植物について利用料を課す。
  - 5.1.1. 特に稀少な植物

- 5.1.2. 稀少な植物
- 5.1.3. 豊富な植物

## 第6条 水及び温泉の利用料について

- 6.1. 以下に挙げた目的で水及び温泉、またはその周囲を利用した際には利用料を課す。
  - 6.1.1. 住民のための飲用水、家庭用、生産用、サービス用に利用される水
  - 6.1.2. 鉱業を目的として利用される水
  - 6.1.3. 治療、療養、暖房、及び生産用、サービス用に利用される温泉
  - 6.1.4. 発電、輸送用、水生動物の養殖、植物の栽培などの産業、及びサービスを目的として利用される水及び温泉

## 第7条 森林資源の利用料

- 7.1. あらゆる目的で森林から伐採して利用されるすべての種類の木材、薪に利用料を課す。
- 7.2. 森林に付随する資源として見なされる木の実、キノコ、松脂、針葉樹の葉、枝、種子、白樺樹液についても利用料を課す。

## 第8条 野生動物の利用料

- 8.1. 以下に定めた目的で野生動物を利用する際には利用料を課す。
  - 8.1.1. 家庭での利用を目的として狩猟、捕獲された野生動物
  - 8.1.2. 生産用に狩猟、捕獲された野生動物
  - 8.1.3. 特別な目的で狩猟、捕獲された野生動物(文化、研究、特別料金による)

## 第三章 利用料を課す項目、及びそれらの算定基準

### 第9条 野生植物資源の利用料

- 9.1. 野生植物資源の利用料については、その時点でのキログラムを単位とした植物の重量、当該植物種の単位重量当たりの数量、生態・経済的評価の割合を基準として算定する。

### 第10条 水、温泉の利用料

- 10.1. 水資源の利用料の算定基準は、以下のように定める。
  - 10.1.1. 水力発電、水運、水生動物、植物の栽培、観光、スポーツ等の産業、サービス業を目的として水または水辺の環境を利用する場合には、当該の工業またはサービス業の収益額の合計を基準とする。
  - 10.1.2. 住民の飲用水、家庭用、個人、企業、団体組織が行う生産活動、サービス、自家消費用に利用される水は、立方メートルで表した使用量を基準とする。
  - 10.1.3. 鉱業を目的として利用する水は、立法メートルで表した使用量を基準とする。
- 10.2. 温泉資源の利用料の算定基準は、以下のように定める。
  - 10.2.1. 治療、療養を目的として温泉を利用する場合には、利用した者が利用日数に応じて利用料を支払うものとする。
  - 10.2.2. 工業用、サービス業用に温泉を利用する場合には、立方メートルで表した使用量を基準として利用料を課

す。

## 第11条 森林資源の利用料

- 11.1. 森林から木材、薪を採集して利用する際の利用料は、以下の算定基準とする。
- 11.1.1. 生育している樹木から伐採された基幹部分によってなる木材、薪については、立方メートルで表した総体積を基準とし、枝先や枝の部分については、かため嵩密度による立方メートルで表した体積を基準とする。
- 11.1.2. 森林の手入れの一環として、切り株、倒木、枝先、枯れ枝を拾い集めて薪にする際には、ゆるみ嵩密度による体積を基準とする。
- 11.2. 森林に付随する資源を採集する場合には、白樺樹液についてはリットル単位で、他の森林の付随資源についてはキログラム単位の重量を基準とする。

## 第12条 野生動物の利用料

- 12.1. 野生動物については、以下の基準にもとづいて利用料を支払うこと。
- 12.1.1. 生産、文化事業、研究を目的として捕獲した魚については、キログラムによる重量を基準とする。
- 12.1.2. 家庭用に個人が鳥を狩猟する場合や魚を釣る場合には、捕獲された鳥または魚の固体数を基準とする。
- 12.1.3. 上記以外の動物を家庭用に個人が狩猟する場合には、当該の野生動物の頭数当たりの生態・経済的評価額を基準とする。
- 12.1.4. 野生動物を生け捕りにして、所有し、飼育繁殖させ、医薬品やその他の製品の原料とする場合には、その収益を基準とする。
- 12.1.5. 野生動物を生きたまま国から買い取って所有する際には、当該の動物の頭数当たりの生態・経済的評価額を基準として利用料を算定する。
- 12.1.6. 外国人が狩猟を行い、様々な理由で国外に野生動物を連れ出す場合には、当該の野生動物の国外での市場価格の時価、または権限を有する機関が定めた基準価格をもとに利用料を算定する。

## 第13条 利用料による収益のうち、自然環境の保護、再生対策の予算に充てられるもの、及びその種類

- 13.1. 利用料による収益のうち、自然環境の保護、再生対策の予算に充てられるもの(以下「収益の一部」という。)には、予算年度において、天然資源の利用料からの収益のうち、自然環境保護、天然資源の再生の財源として充てられた収益の一部が含まれる。
- 13.2. 利用料による収益は、以下に示す通り、各種の天然資源の利用に対して課せられた利用料からなる。
- 13.2.1. 野生植物の利用料からの収益
  - 13.2.2. 天然の水、温泉の利用料からの収益
  - 13.2.3. 森林の利用料からの収益
  - 13.2.4. 野生動物の利用料からの収益
  - 13.2.5. 土地の利用料からの収益
- 13.3. 地下資源の利用または自然環境汚染について徴収された料金による収益のうち、自然環境保護、天然資源の再生事業に充てられる額の割合及び金額は、関連法規にもとづいて定める。
- 13.4. 当該法律の13.1に示した利用料による収益を財源として、自然環境保護、天然資源の再生事業を実施する際には、行政長が報告した草案をもとに県議会、ウランバートル市議会または郡議会の承認を得て計画を定める。
- 13.5. 収益の一部の登録、支出、報告書の作成についての規定は、政府が定める。

## 第四章 料金の割合、金額

### 第14条 野生植物資源の利用料の支払い率及び金額

14.1. 野生植物資源の利用に対して課せられる利用料は、本法律の第9条に示した料金算出基準によって算出する。  
生態・経済的評価により定められた額の内、以下の割合とする。

利用料を課す野生植物の区分	生態・経済的評価額の支払い率	
	下限	上限
1. 特に稀少な植物	25	30
2. 稀少な植物	15	20
3. 豊富な植物	5	10

14.2. 県議会またはウランバートル市議会は、本法律の14.1.に示した支払い率の範囲内で、植物の資源量、植生、意義、利用される器官の特徴、市場での需要、出荷状況に応じて、植物の名称ごとに利用料の額を定める。

### 第15条 水、温泉の利用料及びその割合

15.1. 水資源の利用料については、本法律の第10.1に示した基準を単位として、以下の範囲内で利用料の額を定める。

利用料の対象となる水の区分	料金の範囲(生態・経済的評価額の支払い率)			
	地表水		地下水	
	下限	上限	下限	上限
1. 住民の飲用水、家庭での使用(1立方メートル毎)	1	10	5	20
2. 重工業用(1立方メートル毎)	10	40	20	50
3. 建設、建築資材製造用(1立方メートル毎)	10	30	20	50
4. 自動車道、修理工事用(1立方メートル毎)	10	30	20	70
5. 軽工業用(1立方メートル毎)	10	30	10	40
6. 食品製造用(1立方メートル毎)				
a) 酒、ビール、各種アルコール飲料	10	40	20	40
b) 飲料、ミネラルウォーター	10	30	10	20
c) パン、飴、お菓子など	1	10	1	20
7. 鉱業用(1立方メートル毎)				
a) 地下資源の採掘用(1立方メートル毎)	10	40	20	60
b) 銅の選鉱、蛍石の選鉱	10	50	20	70
c) 水の排出	10	15	15	50
d) ボーリング調査による探鉱	10	30	20	50
8. 発電目的(1立方メートル毎)	10	15	15	30
9. 農業用(1立方メートル毎)	1	20	10	40
10. 商業用の家内生産、サービスを実施する企業、団体組織、個人による利用(1立方メートル毎)	10	30	15	50
利用料を課す水	製造、サービス、販売の収益額をもとに算出される利用料の限度額(%)			
	地表水			
	下限		上限	
11. 水力発電、水運事業	1		30	
12. 一般的な水生動物の養殖、植物の栽培などの産	1		20	

業、観光、ウォーター・スポーツの施設					
15.2. 温泉の利用料は、本法律の10.2に示した利用料の単位を以下の限度額にて算出する。					
利用料の対象となる温泉	単位	料金の限度額(単位:トウグリグ)			
		温泉		冷鉱泉	
		下限	上限	下限	上限
1. 治療、療養の利用	1人/日	100	500	50	400
2. 製造、サービス業での利用	立法メートル	500	1500	1000	3000

15.3. 水資源の利用料の割合、金額については、本法律の第15.1項に示した限度額を政府が定め、温泉の利用料については、本法律の第15.2項に示した範囲内で県議会、ウランバートル市議会がそれぞれ金額を定める。

15.4. 温泉の通常の利用に影響を及ぼすほどの規模で温熱供給用に温泉を利用する場合には、地方での温熱供給の利用料の50%として利用料を算出する。

15.5. 天然の温水を温熱供給用に利用する場合には、当該の地方における温熱供給の利用料の50%以下に相当する額を利用料として課し、サービス、製造を目的として利用する場合には、水利用料の50%以下に相当する額を課すものとし、県議会、ウランバートル市議会がこれらの金額を定める。

15.6. 本法律の第15.3項及び第15.5項に示した料金の割合及び金額は、水、温泉の資源量、品質、利用形態、目的を考慮して、当該の地の自然、気象条件、特徴に応じて、それぞれ定めるものとする。

## 第16条 森林資源の利用料の割合及び金額

16.1. 森林から木材または薪用に樹木を伐採した際の利用料は、森林資源の生態・経済的な評価額を基準として、本法律の第11.1.1項に示した用途の木材の場合にはその6.0～30.0%とし、本法律の第11.1.1項に示した用途の木材の場合には20～10.0%とする。

16.2. 森林から木材または薪用に樹木を伐採した際の利用料は、伐採運搬される距離、樹木の種類を考慮し、本法律の第16.1項に示した範囲内で政府が森林区域ごとに森林資源の生態・経済的評価額を基準として支払い率を定める。

16.3. 企業、団体が森林から木材または薪用に樹木を伐採する場合には、木材を運搬した距離、伐採地から最も近い倉庫までの距離、もし倉庫がない場合には当該の企業、団体が搬入を予定する場所までの距離、もし予定する地点がない場合には、伐採地から最も近い郡の中心、または県の中心までの距離を基準として算出する。

16.4. 企業、団体が特別許可のもとにヒマラヤスギ(学名. *Cedrus*)を伐採する場合には、伐採者に対して当該の森林内の区域にてシベリアカラマツ(学名. *Larix sibirica*)を伐採する際に課せられる料金の3倍に相当する額を支払うこと。

16.5. 森林の付随資源を利用した際の利用料は、自然環境の問題を管轄する国の中央機関が金額を定める。

## 第17条 野生動物の利用料の支払い率及び金額

17.1. 野生動物の利用料の上限及び下限は以下のとおり定める。

17.1.1. 工業用、文化事業、研究を目的として魚を捕獲した場合には、利用料はキログラム当たり700～1,000トウグリグとする。

17.1.2. 家庭用、工業用、文化事業、研究を目的として上記以外の鳥獣を捕獲した場合には、利用料は鳥獣の個体数につき生態・経済的評価額の20～40%とする。

17.1.3. 野生動物を生け捕りにして所有し、飼育繁殖させ、医薬品及びその他の原料とする場合には、その原料の販売収益の10～20%を利用料とする。

- 17.1.4. 野生動物を生きたまま国から買い取って所有する場合には、利用料は当該の野生動物の個体数当たりの生態・経済的評価額の90～100%とする。
- 17.1.5. 外国人が狩猟を行う場合には、野生動物の利用料は、当該の野生動物の海外市場における時価、または管轄機関によって定められた基準額の80～90%とする。
- 17.1.6. 野生動物を生きたまま国外に持ち出す場合には、その利用料は、海外市場における時価、または管轄機関が定めた基準額の80～90%とする。

## 第18条 天然資源の利用料による収益のうち、自然環境保護、再生事業のために支出される費用の割合及び金額

18.1. 本法律の第13.2項に示した料金の収益のうち、当該予算の年度に自然環境保護、天然資源の再生事業のために支出される割合及び金額の下限値を以下のとおり定める。

天然資源の利用料による収益の種類	収益のうち自然環境保護、天然資源の再生事業に充てられる割合、金額の下限值(収益の総額に占める割合)
1. 野生植物の利用料からの収益	15%
2. 狩猟鳥獣の利用料からの収益	50%
3. 土地資源の利用料からの収益	15%
4. 森林資源の利用料からの収益	85%
5. 水、温泉の利用料からの収益	35%

(この項は2015年1月23日の法律改正により改定された。)

~~18.2. (この項は、2012年10月25日の法律改正により削除された。)~~

## 第五章 利用料の減免

### 第19条 野生植物の利用料の減免

- 19.1. 以下の目的で野生植物を利用する場合には、料金の支払いを減免する。
- 19.1.1. 豊富な植物を個人が家庭用に利用する場合
  - 19.1.2. 個人、企業、団体組織が希少な植物及び豊富な植物を研究調査目的で利用する場合
  - 19.1.3. 個人、企業、団体が干し草用、放牧用に野生植物を利用する場合
- 19.2. 豊富に植生する植物の利用料は軽減される。減額のための条件、規定、割合、額については、当該の地方の条件、特徴を考慮して県議会またはウランバートル市議会が決定する。

### 第20条 水資源の利用料の減免

- 20.1. 以下の目的で水を利用する場合は、利用料を免除する。
- 20.1.1. 住民の飲用水、家庭内での用途、放牧している家畜または動物の飲用、家庭菜園の散水への利用
  - 20.1.2. 火事の消火、またはその他の自然災害への対処活動
  - 20.1.3. 工業設備での水のリサイクル利用
- 20.2. 以下の目的で水を利用する場合の利用料は、政府によって定められた軽減率、軽減額とする。
- 20.2.1. 飲用水、家庭用の用途で、硬水のミネラル分を濾過して軟水化しての利用

- 20.2.2. 天然資源の再生を目的とした鳥獣の保護、養殖、定着及び植物の栽培での利用
- 20.2.3. 排水の浄化、リサイクルによる利用(利用分について)
- 20.2.4. 雪、雨、洪水による溜まり水の畜産、農業への利用

## 第21条 森林資源の利用料の減免

- 21.1. 国境地帯の自然保護員が、その担当区域に事務所を設けることを目的とするならば、森林の樹木を伐採した際の利用料は免除される。
- 21.2. 個人、企業、団体が森林の整備を行ったり、切り株、倒木、枝先、枝、枯れ枝を拾い集めるなど、森林を清掃することを目的として木材、薪を採集するならば、利用料を軽減する。その軽減率、金額は、自然環境の問題を管轄する国の中央機関の意見をもとに政府が決定する。

## 第22条 野生動物の利用料の減免

- 22.1. 以下の場合には利用料が免除される。
  - 22.1.1. 野生動物を養殖し、元の土地に戻すことを目的として捕獲する場合
  - 22.1.2. 感染症の感染源を駆除することを目的として、保健または自然環境の問題を管轄する国の中央機関の決定にもとづいて、専門機関の指導の下に野生動物を捕獲、駆除する場合
  - 22.1.3. 家畜の群れの保護を目的とし、または一定の区域における頭数の調整を目的として狼を狩猟する場合
  - 22.1.4. サンプルまたは試供体の採取、測定を行ったり、標識、リング、調査用機器を取り付けたりすることを目的として、学術調査のために野生動物を一時的に捕獲する場合
- 22.2. 一部の土地において、野生動物の頭数の調整、食物連鎖の改善、不良個体の選り分けを目的としたり、文化事業、調査研究を目的として狩猟する場合には、利用料を最大で80%軽減する。

## 第六章 料金の課徴、支払、報告

### 第23条 天然資源の利用料の支払い

- 23.1. 郡長または区長は、天然資源の利用料を徴収する権限を有する係員を任命し、職務に当たらせる。
- 23.2. 天然資源の利用料による収益は、次の月の10日までに地方に納付し、次の年の1月10日までに管轄の税務機関に利用料に関する年間報告書を提出し、清算を行う。
- 23.3. 郡長または区長によって任命された利用料の徴収を担当する係員は、現金にて徴収した利用料をすべて郡または区に納付する。

### 第24条 利用料の年間報告書の提出

- 24.1. 利用料の年間報告書は、以下の時期に提出する。
  - 24.1.1. 植物、水、森林、野生動物の資源利用について、料金徴収を担当する係員は、次の年の1月10日までに郡または区の税務機関に利用料に関する報告書を提出する。
  - 24.1.2. 郡または区の税務機関は、次の年の1月15日までに県またはウランバートル市の税務機関に報告書を提出する。
  - 24.1.3. 県またはウランバートル市の税務機関は、次の年の2月1日までに税政を管轄する政府機関に報告書を提出する。

24.1.4. 税政を管轄する政府機関は、料金、国家総合報告書を2月15日までに作成する。

24.2. 利用料の報告書の書式は、税政を管轄する国の行政機関が定める。

## 第七章 処分及び紛争の解決

### 第25条 法規に違反した場合の処分

25.1. 本法律の第23.3の定めに違反した者に刑事責任を問うことができない場合には、料金の徴収権を持つ係員に対して税務監査員が以下の行政処分を行う。

25.1.1. 料金を徴収しなかったり、不足が生じたり、支払の帳簿の記入内容の不備、証拠書類の偽造、徴収した料金を定められた機関に納付しなかった場合には、1ヶ月分の賃金の最低額の2倍から4倍に相当する額をトゥグリグ貨幣にて課す。

25.2. 自然環境保護、天然資源の再生事業の充当分のうち、本法律の第18条に示された天然資源の利用料による収益から一定の割合、規模を減額させ、料金による収益の一部を別の目的で使用した場合には、その係員に対しては、1ヶ月の賃金の最低額の5倍から6倍に相当する額をトゥグリグ貨幣にて課す。

25.3. 本法律の関連条項に違反した納付義務者は、国税法に定められた処分を受ける。

モンゴル国会議長

D.デンベレル